

運用指針

第2条 -イ

地権者、関係機関などへの提案および協議

関係機関との協議による機能復旧道路の計画見直し
(跨高速道路橋を取付道路に見直し)

新東名高速道路(長泉沼津IC ~ 引佐JCT) 位置図

新東名高速道路(長泉沼津IC ~ 引佐JCT)の路線概要

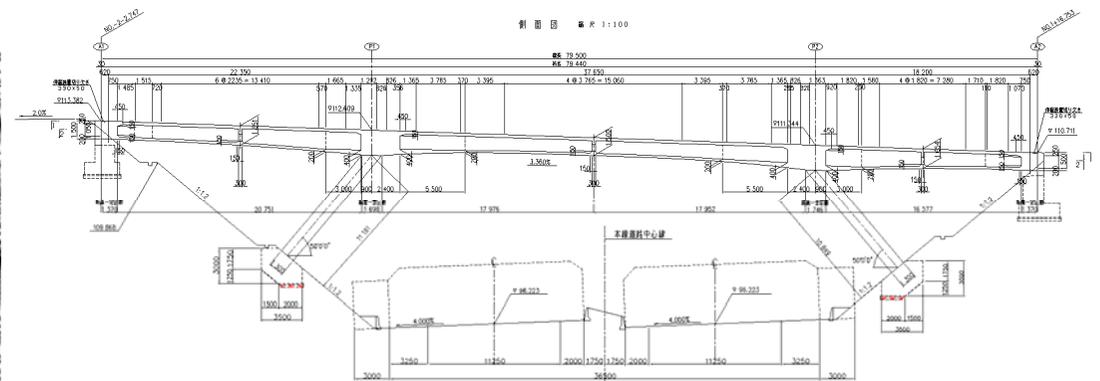
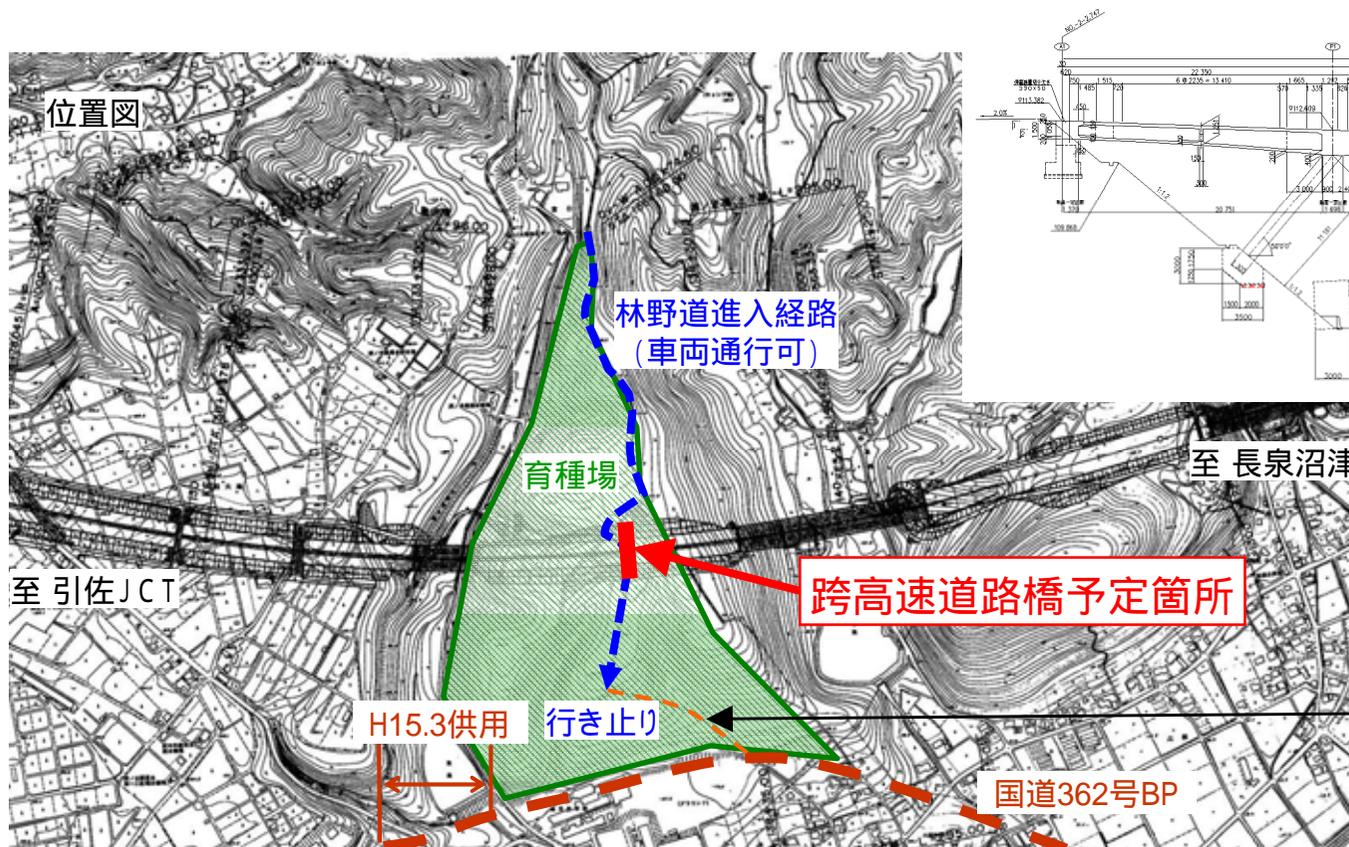
- ・東西の基幹交通を担う大動脈である東名高速道路の代替機能を有する重要路線です。
- ・東名高速道路の抜本的サービス改善・ダブルネット化による信頼性の向上・日本の大動脈として三大都市圏の連携強化などの効果が期待されています。



機能復旧道路計画の見直しの経緯【当初計画】

機能復旧道路の当初計画

- ・ 県の運営する育種場が新東名高速道路により南北に分断。
- ・ 平成15年から県と協議し、育種場及び敷地内の林野道について南北に分断されることから、機能復旧のため、既存交差位置に車両通行が可能な跨高速道路橋(橋長79.5m)の整備を平成17年8月に決定。



跨高速道路橋一般図

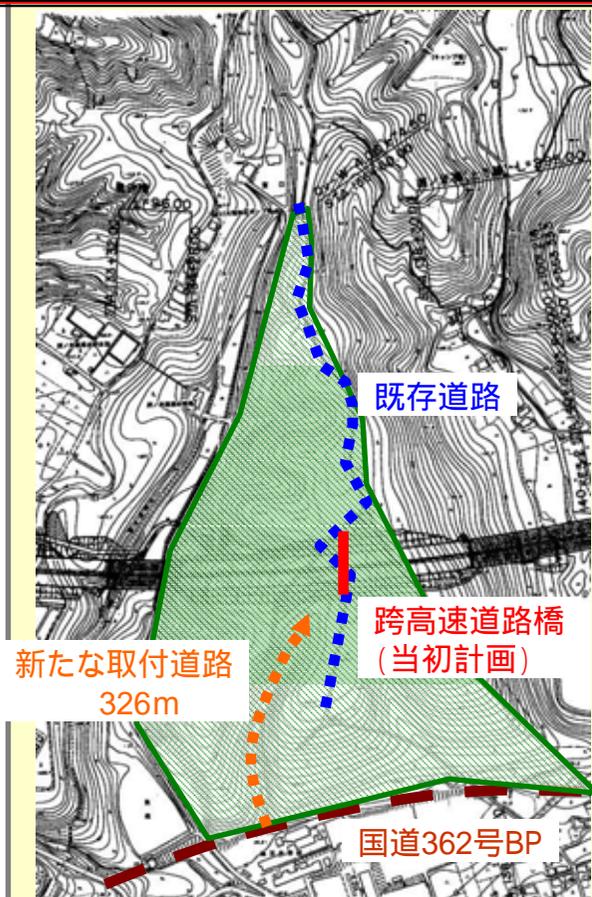
育種場は、全域で杉、ヒノキ、松を生産

362号BPと育種場を結ぶ道路は急勾配の里道であり、管理用車両が通行不可能であるため利用されていない。

機能復旧道路計画の見直しの検討

更なるコスト縮減を図るため、**跨高速道路橋を再検討**

当該箇所において、機能復旧道路計画の見直し



- ・ 育種場南側を通過する国道362号BPからの機能復旧道路を検討
- ・ 地形図による概略検討や現地の育種場の立ち入り調査を実施し、育種場南側の取付可能な道路候補地を選定
- ・ 跨高速道路橋建設予定地近くの谷地形を利用して、国道362号BPから約300mの切土・盛土構造による車両走行が可能な取付道路を建設することが可能と判断

課題

育種場が南北に完全に分断される
育種場面積が更に約4,000m²減少する
路面管理面積が増加する

⇒ 県の同意が必要

機能復旧道路計画を見直す取組み

【取組内容】 県の同意を得るために協議を実施
県に対して機能復旧道路計画を見直しについて協議

- 平成16年11月 工事発注
- 平成18年 3月 国道362号BP延伸工事と事業調整
- 平成18年 5月 谷部を利用した取付道路を提案
地形図を用いて取付道路の概略検討を開始
- 平成18年 5月 谷部を利用した概略検討結果の提案
縦断勾配、幅員、延長、工程計画を提示し同意を得る
- 平成18年 6月 測量、詳細設計、工事实施
~10月



取付道路の見直し(平成19年3月撮影建設中)



取付道路(中間部)



取付道路(国道362号BP取付部)

協議の結果、県の同意を得られ、当初計画と比較してもコスト縮減が図られる見込み。

機能復旧道路計画の見直し(跨高速道路橋を取付道路に見直し)することによる工事費の縮減

経営努力要件適合性について

地方自治体と協議を行い、同意を得て、機能復旧道路の計画を見直し(跨高速道路橋を取付道路に見直し)たことは、**会社の主体的な提案および協議**によるものである。

運用指針第2条第1項第1号イに該当

申請された会社の経営努力

機能復旧道路計画の見直し(跨高速道路橋を取付道路に見直し)することによる工事費の縮減

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針(抜粋)

第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減(適正な質や管理水準を確保したものに限る。)について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

次に掲げるいずれかにより、道路の計画、設計又は施工方法を変更したことによる費用の縮減。

イ. 地権者、関係機関などへの提案および協議